

## ■竹材利用促進事業費補助金

目的：竹材の収集に係る経費を支援することにより、竹資源の積極的な有効活用を促進し、地域産業の振興を図る。

対象となる竹材：県内の**森林法第5条**に定められた森林で伐採され、有価で取引されるモウソウチク、マダケ、ハチク(クロチク、トラフダケを含む)等  
ただし、エネルギー利用※する場合は除く。

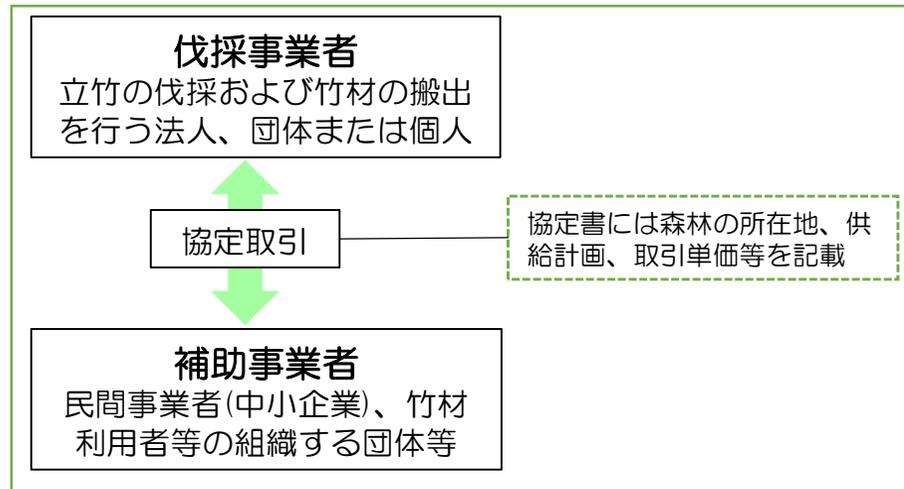
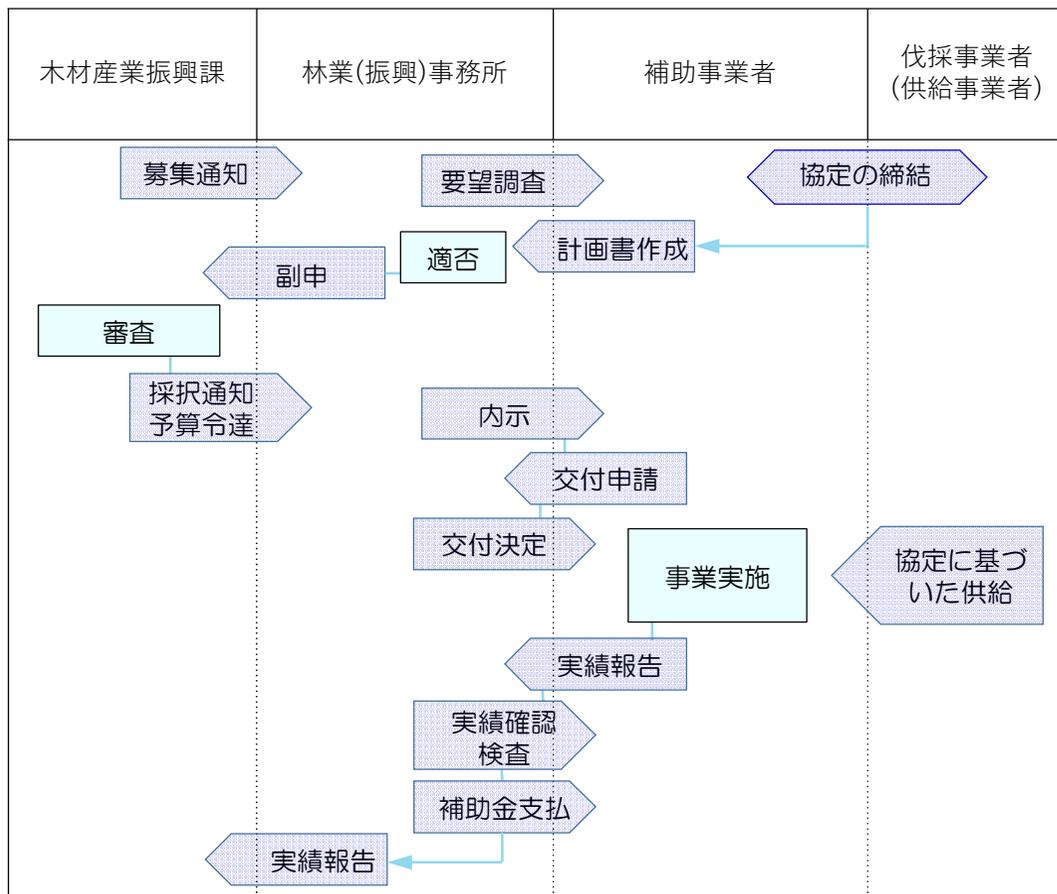
※エネルギー利用とはバイオマス発電など直接的に竹材をエネルギーとして利用する場合を指す

補助事業者(事業実施主体)：竹材の有効利用を目的として**あらかじめ協定を締結**した伐採事業者から竹材を購入する民間事業者(中小企業)、広域活動団体、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、生産森林組合、集落活動センター運営組織、竹材利用者等の組織する団体で、県内に主たる事業者を有する者。

伐採事業者：立竹を伐採、枝払い及び玉切りし、竹材(チップ化されたものを含む)として搬出する法人、団体または個人。

補助単価：補助事業者が設定する竹材1kg当たりの買取単価に10分の7を乗じた金額(1円未満切捨て)。(上限：竹材1kg当たり22円)

## ○事業の流れ



## 事業実施における主な確認事項(検査関係)

### ○計画時

- ・竹材の種類、伐採方法、利用方法の適格性
- ・協定書の森林所在地が5条森林内であること
- ・計画書、協定書についての規程類との整合性

### ○検査時

- ・協定に基づいた取引であること
- ・購入量